

2021年01月26日

厚生労働大臣

田村 憲久 殿

全国労働組合総連合

議長 小畑 雅子

(押印省略)

労働者の雇用とくらしを守るための緊急要請

緊急事態宣言が発令されました。しかし感染拡大の収束が見通せない中、医療が崩壊する危機に瀕しています。また、保健所の機能も十分に果たすことができない状態に追い込まれています。いま真っ先にすべきことは、こうした状況を改善し、国民に安全・安心な社会を提供し、生活困難に追いやられている人々に希望を与えることです。

しかしながら、菅首相からは国民が納得できるような明確なメッセージは示されていません。第3次補正予算案や特別措置法の改正案は自己責任での対応が基本とされ、行政罰まで課しながら補償は手薄であり、政府・行政が本来果たすべき役割が放棄されているといわざるを得ません。

いま最も求められているのは コロナウイルスの感染を早期に収束させることです。くわえて、労働者・国民が安心してくらしらせるようにするため、生活や営業に対する支援など具体的な対策を政府が明示することです。

国民生活や企業経営を直接支援するため、消費税の減税や社会保険料の免除・猶予措置を行うことや、辺野古新基地建設などの防衛費やリニア建設などの大型公共事業など不要不急な予算執行を停止して、国民の生命線である医療機関に対して減収補填を行う決断をするべきです。さらに、第2次補正予算の予備費を雇用対策に活用することに加え、次年度予算では国債の増発だけでなく、内部留保に対する課税を行うことも必要だと考えます。

こうした点をふまえ、以下の事項について真摯に受け止め、関係機関において検討し、予算に反映していただくことを要請します。

1. 感染の拡大と医療崩壊の防止にむけた対策について

(1) 医療機関や介護・福祉施設の経営や体制が崩壊しないように国による減収補填を行うこと

- (2) 医療機関・公衆衛生行政で働く者の負担軽減を図るため、人・物・資金を最大限投入すること
- (3) PCR検査などを大幅に拡充し、感染の不安なく企業活動や労働・生活ができる環境を整備するとともに、国が全額負担すること
- (4) 感染症などの検査態勢を強化し、新たな感染拡大が発生しないよう保健所職員・保健師の増員をはじめとする公衆衛生行政の拡充と機能強化を図ること
- (5) 公立・公的病院等の再編・統合計画及び病床を再編縮小する地域医療構想と医療適正化計画を撤回し、地域の意見を十分にふまえて、感染症病床を含む必要な病床を確保すること
- (6) 自治体の体制を拡充すること。また、国から地方交付税交付金を上乗せして緊急に交付し、独自の支援措置などを十分に行えるよう自治体財政を支えること

2. 労働者の雇用維持と賃金の保障について

(1) 労働者の雇用確保等について

- ① 新型コロナウイルス感染拡大に乗じた人員削減や退職強要などが行われないよう指導を徹底すること
- ② 派遣・有期契約労働者の一方的な契約解除やシフト勤務者に対する勤務時間削減などが一方的に行われないよう助成金の活用をはじめとする労働局の指導を強化すること
- ③ 休業手当の未払い事案を根絶するとともに、平均賃金の算定方法を改善し、労働者の生活を守ること¹
- ④ 事業主に対し、その雇用する労働者が業務上及び通勤途上で感染しないよう最大限の安全配慮を行うとともに、感染した場合は労災保険給付とするよう指導すること
- ⑤ 休業支援金・給付金の対象期間を延長するとともに、事業主が非協力の場合でも給付するとした運用改善が地方によっては実施されていないため、各地の労働局に対して再度、取扱いを徹底すること

(2) 雇用保険制度について

- ① 雇用保険失業給付金について、「自己都合退職」の場合の給付制限を廃止するとともに、支給限度額及び支給日数を引き上げること
- ② 雇用調整助成金制度の活用で雇用維持が図られるよう周知徹底を図ること
- ③ 雇用調整助成金の特例措置は補正予算も含めた一般会計で措置し、賃金の補償水準などの特例措置を継続すること
- ④ 雇用調整助成金の申請事業主が賃金・休業手当などを労働者に支給していることを確認し、不適正な事実が判明した場合には厳しく指導すること
- ⑤ 出向に対する助成はリストラ促進とならないよう、慎重に行うべきであり、産業雇用安定助成金には厳格な要件を課すこと（事業活動の縮小認定要件は事業収入の前年同月比50%以上とする。出向前の賃金水準の維持。異業種・職種への出向の場合の教育訓練の徹底。出向マッチングに関して民間委託をしないこと等）
- ⑥ 小学校等休業対応助成金を個人申請・個人給付型に転換し、フリーランスを含め継続的な制度とすること

(3) 求職者支援制度と職業訓練制度について

- ① 求職者支援制度の予算を10倍に増やし、定員増と給付金の月額23万円以上への改善をはかること
- ② 世帯収入要件を簡略化し、審査事務を簡素化し、窮迫した求職者が利用できるものとする
- ③ 6年以内の受給者に対する支給制限を3年以内に緩和すること
- ④ 感染の疑いがある場合等においては、出席要件を緩和すること
- ⑤ 職業訓練実施主体は高齢・障害・求職者雇用支援機構など公的機関を中心としたものにする
- ⑥ 従事者が著しく不足している職種の潜在求職者を再訓練する科目を設定するなど臨時的な不足対策を行うほか、長期的な育成・確保計画を樹立すること

¹ 労基法第12条の平均賃金の計算方法と、第26条の休業手当の支払いの仕方に整合性をとること。即ち、休業手当が休日を含む一定期間について支払われる場合は、賃金総額をその期間の総日数で除することでもよいが、休業手当が労働日数分についてのみ支払われる場合は、賃金総額を休業した労働日数で除した金額とすること。

- ⑦ 必須科目として「労働法の基本」「社会保険の基本」過程をおくこと
- (4) その他について
 - ① これらの措置が速やかに行われるよう申請の簡素化とオンライン申請の拡充をともに進めること
 - ② 申請業務や指導業務が迅速に行われるよう正規職員の定数増によって労働行政体制を拡充すること

3. 生活困窮者に対する行政による支援強化について

(1) 生活保護申請をためらう事態を生じさせないため、扶養照会は廃止し、気軽に相談・申請できる環境を整備すること

(2) 路上生活者などの状況を把握し、適切に保護するなど全自治体が担当課の職員を増員し、アウトリーチによる対策を強化すること

(3) 無料低額宿泊所が貧困ビジネスの温床となっていることをふまえ、アパートの借り上げなど自治体による直接的な住宅確保を行うこと

(4) 緊急小口資金や総合福祉資金などの特別措置を延長するとともに、返済免除措置の拡充と貸付者に対する据置き期間延長を行うこと

(5) 生活保護受給者や生活困窮者の再就職活動を支援するため、面接時の服装貸し出しや交通費補助などの制度を拡充すること

4. 国民の生活保障と自粛の補償について

(1) 感染拡大による経済縮小が進行していることをふまえ、すべての事業者が生活・営業を継続できるような補償措置を実施すること。

(2) 外出・休業の要請などを行った期間に対し、特別定額給付金を支給すること

(3) 特別定額給付金の支給では、生活がより困難になっている人々に対する加算措置を行うこと

(4) 休業などの期間が長期にわたっていることから、持続化給付金の再支給を行うこと

(5) すべての学生の授業料など学費について免除もしくは減免などを行うこと。また、奨学金返済を減免・猶予すること

(6) 給付金の迅速な申請・給付が行えるよう国及び自治体の定数増を行うこと

以上